

日 子 子 第 3 6 3 号
令和 6 年(2024 年)7 月 1 日

日野市子ども条例委員会委員長 様

日野市長 大坪 冬彦

「日野市子ども条例の周知・啓発」及び
「子どもの権利侵害に対する相談・救済体制」について
(諮問)

日野市子ども条例第 21 条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1. 諮問をお願いする事項

「日野市子ども条例の周知・啓発について」
「子どもの権利侵害に対する相談・救済体制について」

2. 諮問理由

市では、令和 2 年度から令和 6 年度までを計画期間とする「新！ひのっすくすくプラン（第 2 期日野市子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、その基本理念「子どもが育ち・子どもと育つ・寄り添う地域・あふれる笑顔～一人ひとりが輝くたくましいひのっすく育ち～」の元、子どもの健やかに育つことのできる環境づくりに取り組んでまいりました。

その間、令和 4 年 6 月には「こども基本法」が制定され、令和 5 年 4 月には「こども家庭庁」が設置、また、令和 5 年 12 月には「こども大綱」が策定されるなど、子どもに関わる政策を取り巻く環境は大きく変わってきております。

市でも、現在、こども基本法に基づき、子どもに関する計画を一体化した「(仮称)日野市こども計画」の策定を進めておりますが、こども基本法やこども大綱にもある通り、子どもを権利の主体として認識し、その権利を尊重・保障することで子どもの最善の利益を図ることが求められます。

3. 答申の時期 令和 8 年(2026 年)3 月末日